

石垣市学校施設等長寿命化計画見直し業務委託

特記仕様書

石垣市教育委員会 学務課

第1章 総 則

第1条（適 用）

本特記仕様書は、石垣市（以下「甲」という。）が実施する「石垣市学校施設等長寿命化計画見直し業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとし、受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

第2条（目 的）

甲が所有する学校施設を取り巻く状況を踏まえれば、学校施設の多くが更新時期を迎えていると同時に、児童・生徒の安全を確保し、近年の社会情勢及び教育環境での求められる施設整備、また、自然災害時に地域の避難所としてのあり方も求められている昨今、効率的かつ効果的な施設整備とすることが必要となっている。本市は、令和3年3月に「石垣市学校施設等長寿命化計画（以下「現計画」という。）」を策定し、学校施設の現地劣化状況調査等を踏まえて現状評価を行い、維持管理、改修・更新等対策を実施してきた。

近年、文部科学省からは、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方や学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する資料等が通達、公表されている実情もあり、あらためて甲の学校施設を取り巻く状況を再整理し、学校施設の老朽化状況や将来的な児童・生徒数の推移を認識したうえで、学校施設整備に長寿命化改修という考え方を踏まえた施設整備計画を更新し、現計画を見直すことで、学校施設整備に係るコスト縮減や財政負担の軽減及び平準化のより一層の推進を目的とする。

第3条（業務期間）

本業務は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第4条（対象施設）

本業務の対象施設は、市内の公立小中併置校（4校）、公立小学校（15校）、公立中学校（5校）、給食センター（1施設）を対象とする。

第5条（準拠法令等）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令等に準拠して作業を行うものとする。

- (1) 学校施設の長寿命化改修の手引（平成26年1月：文部科学省）
- (2) 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（平成27年4月：文部科学省）
- (3) 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック改訂版（平成27年3月：文部科学省）
- (4) 学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書（令和4年3月：文部科学省）
- (5) 小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針（令和4年6月：文部科学省）
- (6) 学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和5年3月：文部科学省）
- (7) 沖縄県教育振興基本計画（令和4年3月）
- (8) 第5次石垣市総合計画前期基本計画（令和4年3月）
- (9) 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和6年12月）
- (10) 石垣市公共施設等総合管理計画（令和5年4月改訂）

- (11) 石垣市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月）
- (12) 石垣市地域防災計画（令和 5 年 3 月修正）
- (13) 石垣市国土強靱化地域計画（令和 4 年 3 月）
- (14) 石垣市福祉のまちづくり条例（平成 9 年）
- (15) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (16) 石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 13 号）
- (17) その他、関係法令・計画及び通達・指針等

第 6 条（疑義）

本仕様書および準拠法令等に明示のない事項および疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第 7 条（貸与資料）

本業務の貸与資料は甲乙協議の上で決定するものとする。

- 2 乙は、貸与を受ける場合は、借用書を作成して受け渡しの際に甲に提出するものとする。
- 3 データ関係の受け渡しは、基本的にはパスワード付きのファイルデータ転送サービスを準備・使用するものとし、その輸送や保管について厳重な管理を行うものとする。
- 4 乙は、借用資料について紛失・汚損・破損等を行うことが無いように、十分に注意して取り扱うものとし、本業務終了後は速やかに返却（データ関係は消去）するものとする。また、本業務中においても甲が貸与資料を必要となった場合は、乙は速やかに甲の指示に従うものとする。

第 8 条（業務計画書等の提出）

本業務の着手にあたり、乙は以下の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者選任通知書および経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) その他甲の指定する書類

第 9 条（実施体制）

乙は、契約の履行に際し、業務の管理及び統括を行うため管理技術者を配置するとともに、成果物の内容について照査を行うための照査技術者を配置しなければならない。

- 2 管理技術者は、過去 10 年間に地方公共団体で学校施設の長寿命化計画を受注した実績を有する者とする。また、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、かつファシリティマネジメントに関する豊富な知識を有する者とする。
- 3 照査技術者は、過去 10 年間に地方公共団体で学校施設の長寿命化計画を受注した実績を有する者とする。また、技術士（総合技術監理部門／建設／都市及び地方計画）の資格を有する者とする。

第 10 条（土地の立入りおよび身分証明書）

乙は、本業務において現地作業を行う際には、作業を行う日時について甲に事前連絡を行うと共に、甲の発行する身分証明書を携帯するものとし、十分行動に注意するものとする。

第 11 条（安全管理と損害賠償）

本業務の実施にあたり、乙は安全管理に努めるものとし、乙が甲並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況および内容を報告し、甲の指示に従うものとする。

2 本業務中に生じた事故等については全て、乙の責任において処理するものとする。

第 12 条（検 査）

乙は、本業務が完了した時は、遅滞無く本仕様書に示す成果品を作業実施報告書とともに提出し、管理技術者の立会いのうえ、甲の検査を受けるものとする。

第 13 条（成果品の帰属と守秘義務）

乙は、本業務における成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製・使用・流用してはならないものとし、業務上知り得た情報についても甲の許可なく他へ漏らしてはならないものとする。

第 14 条（個人情報の保護）

乙は、個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステムに準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。そのため、乙は本業務における当該管理体制について業務着手時に作業実施計画書に示し、甲の承認を得なければならない。

第 15 条（瑕疵等）

乙は、成果品の引渡し後といえども、乙の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに甲が必要と認める修正およびその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

第 2 章 業務概要

第 16 条（作業内容）

本業務の作業内容は以下の通りとする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 計画準備・資料収集整理 | 一式 |
| (2) 現計画の過年度の進捗と評価 | 一式 |
| (3) 学校施設の運営状況・活用状況等の実態把握 | 一式 |
| (4) 学校施設の老朽化状況の実態把握 | 一式 |
| (5) 学校施設整備の基本的な方針等の検討 | 一式 |
| (6) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 | 一式 |
| (7) 長寿命化の実施計画の検討 | 一式 |
| (8) 防災機能整備に関する検討 | 一式 |
| (9) 長寿命化計画の継続的運用の検討 | 一式 |
| (10) 検討委員会の運営支援 | 一式 |
| (11) 学校関係者へのアンケート調査の実施 | 一式 |
| (12) パブリックコメントの実施支援 | 一式 |
| (13) 学校施設の照明 LED 化及び体育館の空調整備の検討 | 一式 |
| (14) 財源の整理 | 一式 |
| (15) 事業手法の整理 | 一式 |

(16) 報告書の作成

一式

(17) 打合せ協議

一式

第3章 業務内容

第17条（計画準備・資料収集整理）

業務実施に先立って、調査の前提条件の確認を行うとともに、調査の実施手法や手順、工程等を検討し、業務実施計画書を作成する。

本業務の実施にあたり、発注者は以下の資料を貸与するものとする。受注者は貸与された資料について、責任をもって管理を行い、汚損・紛失等のないように、取り扱いには万全の注意を払うものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 石垣市学校施設長寿命化計画 成果品 | 一式 |
| (2) 本業務対象学校施設の過年度劣化状況調査結果・改修等履歴の資料 | 一式 |
| (3) 学校施設台帳総括表（最新年度） | 一式 |
| (4) 児童・生徒・園児数及び学級数の資料 | 一式 |
| (5) 学校施設の施設関連経費の内訳等資料 | 一式 |
| (6) 学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書付属の維持・更新コスト算定ソフト | 一式 |
| (7) 学校施設のバリアフリー化、インクルーシブ化、ICT環境の整備状況等資料 | 一式 |
| (8) その他協議の上で業務を行う上で必要になった資料 | 一式 |

第18条（現計画の過年度の進捗と評価）

現計画の過年度の進捗状況を踏まえ、評価を行うこととする。

第19条（学校施設の運営状況・活用状況等の実態把握）

学校施設を取り巻く運営状況及び活用状況等を整理するとともに、学校施設に関する過年度の調査結果より学校施設の実態把握、現状整理を行い、以下の項目について、分析し、計画を更新する。

- ア 学校を取り巻く状況
- イ 児童・生徒・園児数及び学級数の変化
- ウ 児童・生徒・園児数及び学級数の将来推計
- エ 学校施設毎の施設関連経費の推移

2 前項の内容を踏まえ、学校施設の運営状況・活用状況等の実態を踏まえた課題をとりまとめるものとする。

第20条（学校施設の老朽化状況の実態把握）

学校施設の老朽化状況の実態把握として、学校施設の建築年別整備状況を再整理するとともに、今後の維持・更新コスト（従来型・単純更新）を再試算し、長寿命化改修・更新の検討に必要な劣化状況等の実態把握のため、今年度の現地劣化状況調査結果、修繕・改修等履歴の資料から老朽化状況の把握、整理を行い、計画更新する。

なお、今後の維持・更新コスト（従来型・単純更新）の算定については、「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和5年3月：文部科学省）付属の維持・更新コスト算定ソフトを用いるものとする。

第 2 1 条（学校施設整備の基本的な方針等の検討）

現行の上位・関連計画、基本方針の内容、学校施設の目指すべき姿、前項の学校施設の実態や課題等を踏まえ、長寿命化・改修・改築等の基本方針を整理し、以下の項目について、検討するものとする。

ア 目標耐用年数、改修周期

イ 今後の維持・更新コスト（長寿命化を反映）の再試算

ウ イのコスト試算値と今後の維持・更新コスト（従来型・単純更新）との比較による長寿命化の効果

なお、今後の維持・更新コスト（長寿命化を反映）の算定については、「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和 5 年 3 月：文部科学省）付属の維持・更新コスト算定ソフトを用いるものとする。

第 2 2 条（基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等）

各種項目（新增築事業、防災機能強化、非構造部材の耐震対策など）ごとに、現行の上位・関連計画、基本方針の内容、学校施設の目指すべき姿、前項の学校施設の実態や課題等を踏まえ、学校施設に関する統一的な方針として、今後の改修等による整備水準を設定するものとする。また、点検・評価の項目を整理し、調査や修繕の方法、周期等を設定するものとする。

第 2 3 条（長寿命化の実施計画の検討）

改修等に関する優先順位付けの考え方を検討した上で、前項までの学校施設の老朽化状況及び学校施設整備の実態から今後の修繕・改修等の内容・時期・費用等を検討、再整理し、長寿命化を踏まえた実施計画として長期整備計画（40 年間）及び直近 10 年間（前期 5 年・後期 5 年）の整備計画を検討し、計画を更新するものとする。

第 2 4 条（防災機能整備に関する検討）

地域の避難所となる学校施設の防災機能（津波対策や耐震対策、バリアフリー化など）の強化に向けて、今後の学校施設の整備方策について検討する。

第 2 5 条（長寿命化計画の継続的運用の検討）

学校施設の効率的かつ効果的な施設整備を進めていくために、P D C A によるメンテナンスサイクルに基づく長寿命化計画の継続的な運用方針について見直し、検討するものとする。

ア 推進体制等の整備

イ 情報基盤の整備と活用方針

ウ フォローアップの実施方針

第 2 6 条（検討委員会の運営支援）

本業務の検討に当たっては、教育委員会を始め、庁内関係課等を含めた検討委員会を組織し、検討を進めていくものとする。そのため検討委員会の運営に必要な資料作成、議事録作成等の委員会運営補助を行うものとする。なお、検討委員会は 3 回程度とする。

第 2 7 条（学校関係者へのアンケート調査の実施）

各学校、保護者及び地域を対象に学校施設に関する不具合箇所や改善の優先度、今後の在り方等に

ついてアンケート調査を行い、結果を取りまとめ、計画書に反映させる。

調査の方法については LoGo フォーム又は郵送にて実施するものとする。なお、アンケート調査票の配布、回収は発注者において行う。

第 28 条（パブリックコメントの実施支援）

発注者が行うパブリックコメントに係る資料作成、意見結果の取りまとめ及び回答案の作成を行う。

第 29 条（学校施設の照明 LED 化及び体育館の空調整備の検討）

学校施設の照明 LED 化及び体育館への空調整備について、現在の進捗状況を踏まえたうえで、今後の更新の優先順位付け・時期・費用等を検討するものとする。

2 体育館への空調整備については、空調方式を比較検討（設置費、維持費、光熱費、環境面等）するものとする。

第 30 条（財源の整理）

学校施設の整備に活用可能な補助金や起債等について検討し、財源を整理する。

第 31 条（事業手法の整理）

PPP など活用可能な事業手法を整理するとともに、単独事業や補助事業との比較を行う。

第 32 条（報告書の作成）

業務内で作成した各種資料及び、検討資料について、報告書にとりまとめ成果品として納品するものとする。

第 33 条（打合せ協議）

打合せ協議は、納品までに 3 回を基本とする。受注者が関与した打合せ協議については、速やかに議事録等を作成し、発注者確認の上、各々が保管する。また、業務の進捗及び確認等において、随時メール・電話等を活用し円滑に業務を実施する。

第 4 章 成果品

第 34 条（成果品）

本業務の成果品は以下の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 石垣市学校施設等長寿命化計画見直し版（A4 判簡易製本） | 100 部 |
| (2) 打合せ協議記録 | 一式 |
| (3) 計画検討時の各資料の電子データ（電子記録媒体へ格納） | 一式 |